

ID: 1023

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	防火対象物の定期点検虚偽等表示の除去、消印命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第8条の2の2 4 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日